

加入審査において用いる確定申告書等の職業欄表記基準（第4版）

協同組合日本イラストレーション協会

協会加入審査においては、確定申告書等の職業表記を下記のとおり取り扱うこととし、職業表記および売上の裏付けとなる作品等の写し（2点以上）を確認いたします。

法人の場合は、確定申告書に加え、加入申請日直近3か月以内に発行された履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書により事業内容を確認いたします。

審査結果の理由は開示いたしません。また、文美国保の加入審査基準とは異なります。

記

【1】組合員資格があると見込まれるもの（23）

1	イラストレーション制作・イラスト制作
2	イラストレーター・絵師
3	アニメーター
4	デザイナー
5	デザイン業
6	デザイン制作
7	エディトリアルデザイナー
8	キャラクターデザイナー
9	グラフィックデザイナー
10	パッケージデザイナー
11	広告デザイナー
12	CGデザイナー、3DCGデザイナー
13	DTPデザイナー
14	WEBデザイナー
15	「サービス業（デザイン）」 ※会計ソフトの選択肢によるもの
16	絵本作家
17	原画師
18	挿絵家
19	美術・絵画修復家
20	装丁画家
21	背景画家
22	版画家
23	漫画家

（次頁に続く）

【2】組合員資格が含まれると見込まれるもの（16）

イラストレーション及びデザイン制作に係る実績の有無を精査します。

1	クリエイター（※1）
2	ゲームデザイナー（※1）
3	商業デザイナー（※1）
4	UI・UXデザイナー（※1）
5	アートディレクター・プロデューサー
6	クリエイティブディレクター・プロデューサー
7	WEBディレクター・プロデューサー
8	コンセプトアーティスト（※1）
9	レタッチャー（※1）
10	編集者（紙面等でイラスト、漫画を扱う者に限る）、漫画編集者
11	Web制作業（※1）
12	広告業（※1）
13	映像制作業（※1）
14	プロダクトデザイナー、造形物デザイナー、原型師（※1）
15	〇〇アーティスト、〇〇作家、画家、芸術家、美術家（※1）
16	サービス業（出版） ※会計ソフトの選択肢によるもの（※1）

（※1）著作者人格権が自身（自社）にある作品等を制作する者に限る（同権利の行使如何を問わない）

著作者人格権については、【4】留意事項の⑦を参照

【3】組合員資格を満たさないと見込まれるもの

1	確定申告書の職業欄において上記【1】【2】に該当しない、空欄となっている、または、加筆修正が疑われるもの
2	被雇用者、副業、趣味、無職と考えられるもの
3	事業売上が著しく少ない、または独立開業後の売上額が確認できないもの
4	書類不備その他の理由により組合員資格を満たすと判断できないもの

（次頁に続く）

【4】留意事項

- ①複数業種併記の場合、そのうち1つが【1】【2】に含まれていれば審査対象です。
- ②【1】【2】の業種名に類似する表記である場合は、個別案件ごとに精査します。
- ③【1】【2】の表記がなされていても、【3】のいずれかに該当する場合は、「組合員資格を満たさないと見込まれるもの」とします。
- ④実際の業務内容や退職時期等について個別に事情をお伺いする場合があります。
- ⑤再加入にあたっては、最新の審査基準を適用して審査を行います。
- ⑥加入申請書類、税務当局の受理証明、添付資料などの詳細については、弊社ホームページ内「加入のお申し込み」の項をご確認ください。
- ⑦本基準でいう「著作者人格権」の有無は、著作権法を参考に各自でご判断ください。

公表権 (著作権法 § 18)	まだ公表されていない自分の著作物について、それを「公表するかしないかを決定できる権利」(無断で公表されない権利)
氏名表示権 (著作権法 § 19)	自分の著作物を公表する時に、「著作者名を表示するかしないか」、表示するとすれば「実名(本名)」か「変名(ペンネーム等)」かなどを決定できる権利
同一性保持権 (著作権法 § 20)	自分の著作物の内容や題号を、自分の意に反して無断で「改変(変更・切除等)」されない権利

<出典>『令和7年度版著作権テキスト』文化庁著作権課 p.10~13

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/94215301_01.pdf

【5】2026年改定箇所

- ① 業種名称の対象およびカテゴリ、基準等を一部見直しました。
- ② 著作者人格権について記載を追加しました。
- ③ 審査結果の理由は開示しない旨、明示しました。

以上

(2025年12月26日理事会決議、2026年2月1日施行)